平成２３年（フ）第１０５７号
さいたま市浦和区領家３丁目23番１―202号
債務者　関　　達也
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１１９０号
さいたま市中央区本町東２丁目５番７号　天王山ハイツ102号
債務者　黒澤　勝美
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１２４５号
埼玉県和光市下新倉１丁目６番８号　グリーンヒル103
債務者　松永　　隆
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１２５５号
埼玉県久喜市鷲宮４丁目10番11号
債務者　伊賀　美次
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１２６８号
さいたま市南区大字大谷口5733番地　502号、旧住所さいたま市南区大字大谷口1421番地２
債務者　大熊　　靖
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５７１号
埼玉県川越市大字寺尾286番地27
債務者　平田　公一
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第９６号
山口県宇部市寺の前町２番３号、旧住所山口県宇部市今村南２丁目10番34―５号
債務者　松浦　静恵
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第４０９号
静岡県浜松市中区幸１丁目１番１―301号　アーバンシティ浜松幸
債務者　淺野　千咲
1　決定年月日時　平成23年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月７日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第４４号
栃木県那須塩原市横林153番地357
債務者　金子千恵子
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月13日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２３年（フ）第４９号
栃木県那須塩原市東三島３丁目68番地18
債務者　藤田三枝子（旧姓小池）
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月13日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２３年（フ）第１０４号
栃木県足利市大前町825番地１　Ｅ号、前住所栃木県足利市小俣南町24番地15
債務者　福田冨士夫
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月30日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第１０５号
栃木県足利市大前町825番地１　Ｅ号、前住所栃木県足利市小俣南町24番地15
債務者　福田　ヒデ
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月30日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第５２９０号
大阪府守口市南寺方東通５丁目26番16―510号
債務者　村田　政和
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５４１０号
大阪府大東市北条３丁目１番６号
債務者　吉田　雅美
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月１日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続終結

平成２２年（フ）第９号
熊本市戸島町920番地５
破産者　株式会社新晃製作所
1　決定年月日　平成23年８月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
熊本地方裁判所民事第１部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第３２号
山口県周南市河東町６番16―309号
破産者　太田　恭子
1　決定年月日　平成23年８月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部